

1 施策の目的

1 規約

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業のうち、要介護認定及び要支援認定に係る介護認定審査会による審査判定に関する事務。

2 運営方針

介護保険制度のもと、保健、医療、福祉の学識経験者から成る「介護認定審査会」を設置・運営し、関係3市町が行った一次判定結果と訪問調査員の特記事項、医師の意見書を審査資料として、公平・公正に要介護（要支援）の必要度について総体的に審査・判定（二次判定）を行うこと。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・介護保険制度のもと、3年ごとの制度見直しに適正な対応をしつつ、全国一律の審査判定基準であることを踏まえ、県内レベルとの比較において、大きく差異が生じないような審査会運営が求められている。
- ・事務局として、審査会委員へ審査・判定に必要な資料を提供するとともに、審査会が適正で円滑に進むよう各合議体との連絡、調整を図ることが求められている。
- ・審査会委員の負担軽減のため、委員推薦団体である医師会から審査会の夜間開催及び胎内市での開催の要望がある。
- ・地域間で均衡のとれた、公平・公正な審査判定を引き続き堅持する必要がある。
- ・申請から認定まで30日間の法定期限があり、これを遵守する必要があるため、1審査会あたりの審査件数を上限40件とし、2合議体同時開催回数を増やすなどの調整が必要である。
- ・審査会委員に介護保険制度の重要性及び審査会の手順や基準等を認識してもらう必要がある。

3 これまでの取組成果と現況

- ・平成11年度から3市町の要介護（要支援）の必要度を判定する介護認定審査会の運営に係る事務を共同処理しており、平成30年度末までの審査会を延べ4,849回開催し、延べ131,838件の審査・判定を実施した。
- ・医師会、歯科医師会、関係福祉施設の協力を得て、保健・医療・福祉分野から審査会委員を推薦してもらい、医師会等の要望により合議体の編成に柔軟に対応した。
- ・1合議体あたり審査会委員7名（1回あたりの実質出務委員数は4名）で構成し、10合議体を編成した。
- ・1日1合議体又は2合議体開催し、土日祝日及び年末年始等を除くほぼ毎日、審査会を開催した。
- ・3市町と連携を図り、個人情報保護を徹底しながら、二次判定の審査に必要な資料を職員二人以上で精査し取りまとめた。
- ・毎年度、審査会委員（予定者含む）を対象とした県主催の新規研修と現任研修への参加を促進した。
- ・審査会委員の負担軽減のため、法令に基づいて、令和元年度から一定の要件を満たす申請者に対して、審査会を簡素化して実施した。
- ・経費節減に取り組むとともに、事務手順の見直しとスキル向上に努め、審査会における職員の配置を必要最小限の人数とした。

主な取組み

- 平成11年 介護認定審査会の運営開始
- 平成25年 介護認定審査支援システムの更新
- 令和元年 介護認定審査会簡素化の実施

4 施策の目標

- ・二次判定結果が一次判定結果から変更になった割合（変更率）
直近の県平均変更率の±5%【参考値：H30年度 -0.7%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・審査会委員一人ひとりに理解を深めていただくための研修会への参加を促進し、制度に忠実な審査判定が行える体制を確立します。
- ・審査判定の手順及び変更率の平準化を図るための合議体の長等による調整会議を必要に応じて開催します。
- ・3年ごとの制度の見直しにハード、ソフト両面において対応し、3市町と連携しながら申請から認定までの30日間の期限管理を遵守します。
- ・3市町からの審査判定依頼に対して、二次判定の審査に必要な資料を作成し、速やかに審査・判定を行い、申請から認定までの期間及び一次判定から認定までの期間の短縮を図ります。
- ・審査会事務を遂行するうえで、必要最低限の職員数及び審査会場を確保します。
- ・審査判定件数の増加に伴う審査会委員の負担軽減のため、現在日中のみ行っている審査会の夜間開催を検討します。（日中と夜間の二部構成）
- ・審査会運営のより一層の効率化及び審査会資料のペーパーレス化推進のため、テレビ会議等も含めた電子審査会の導入を検討します。

6 事務事業の目標

- ・3市町の一次判定から認定までの日数 14日以内【参考値：H30年度 15日】
- ・判定変更率を反映した班編成の実施 年1回【参考値：2年毎に1回】

